



# アスベスト事前調査

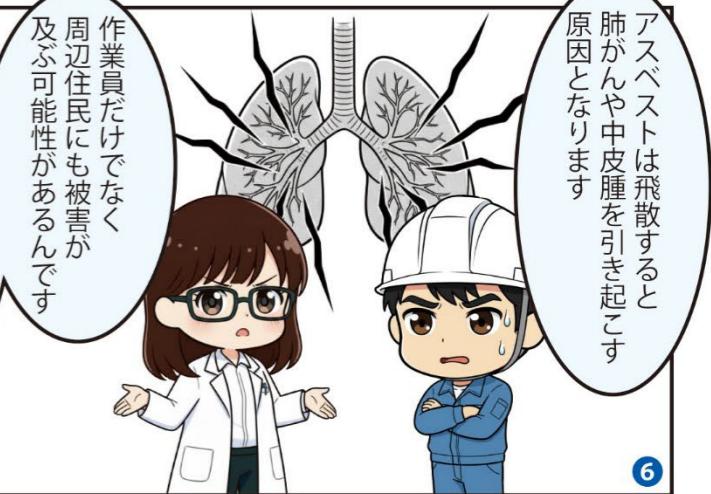
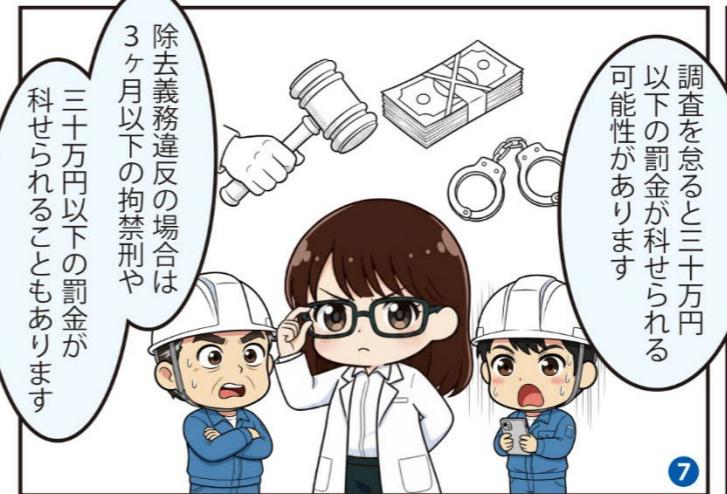
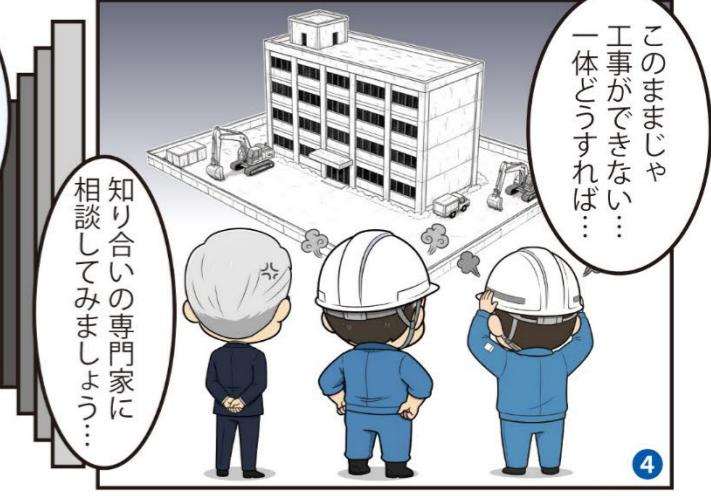
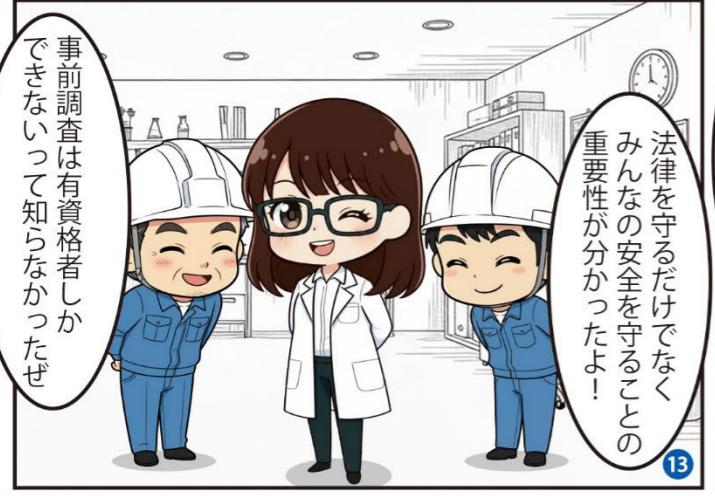
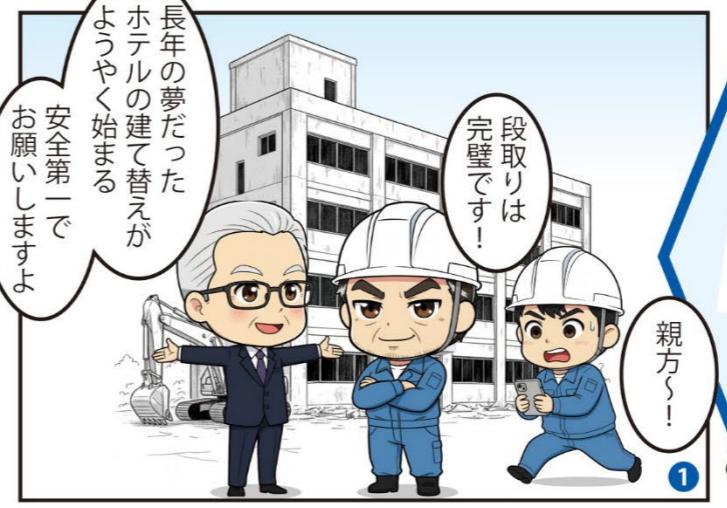
Pre-Construction Asbestos Inspection

改正石綿障害予防規則に対応！ ▶アスベスト事前調査ガイド◀

Eonex

# アスベスト 事前調査

Eonex



# 改正石綿障害予防規則に対応！アスベスト事前調査ガイド

アスベスト(石綿)関連法改正対応・事前調査の実務ポイントを徹底解説

## 建築・解体・改修工事 関係者必見

### 1 はじめに

- 建築物の解体や改修工事を計画されている皆様へ。
  - 「法規制が複雑でよくわからない」
  - 「調査を怠った際の罰則が怖い」
  - 「具体的にどうやって調査を進めればいいのか？」
- このような不安を感じていませんか？
- 2023年10月1日、改正された**石綿障害予防規則**が全面施行され、アスベスト（石綿）の事前調査がさらに厳格化されました。これにより、すべての事業者は、工事の規模やアスベストの有無にかかわらず、**専門家による事前調査と行政への報告**が義務付けられています。
- ここでは、法改正のポイントから具体的な調査手順、専門家の選び方まで、皆様が知っておくべき情報を分かりやすく解説します。



### 2 知っておくべき法規制の基礎知識

#### 2-1 石綿障害予防規則の概要

- 石綿は、その健康被害の重大性から、労働者の健康障害を予防するために厳しい規制が設けられています。改正規則では、以下の点が特に重要視されています。

##### (1) 事前調査結果の報告の義務化

- 解体・改修工事を行うすべての建築物や工作物について、施工業者によるアスベストの事前調査結果の報告が義務付けられました。



##### (2) 専門家による調査

- 事前調査は、厚生労働大臣が定める「アスベスト含有建材調査者」などの有資格者が行う必要があります。

##### (3) 行政への報告

- 一定規模以上の工事では、石綿の有無にかかわらず、事前に所轄の労働基準監督署長などへの報告が義務付けられています。

#### 2-2 なぜ事前調査が重要なのか？

- アスベストは、飛散すると肺がんや中皮腫といった深刻な健康被害を引き起こすことが分かっています。事前調査を怠って飛散させてしまった場合、作業者だけでなく周辺住民にも健康被害が及ぶ可能性があります。また、法的な罰則が科せられるリスクもあります。

#### 2-3 違反時の罰則

- 石綿障害予防規則に違反した場合、以下のような罰則が科せられる可能性があります。

- アスベスト調査を実施しなかった場合
  - ・ 大気汚染防止法に基づいて、**30万円以下の罰金**が科せられる可能性があります。
- アスベスト除去などの措置義務に違反した場合
  - ・ **3ヶ月以下の拘禁刑**または**30万円以下の罰金**が科せられる可能性があります。

## 3 事前調査の具体的な手順とポイント

### 3-1 文書による確認

- ・ 設計図書や建物の竣工図、修繕記録などから、アスベストの使用状況を確認します。これにより、調査の範囲を絞り込むことができます。

### 3-2 目視による確認

- ・ 設計図書などでは確認できない実際の状態について、建材の部位ごとにアスベスト含有の有無を目視で現地確認します。天井、壁、床、配管などに使用されている可能性のある建材を丁寧にチェックします。

### 3-3 分析調査

- ・ 目視で判断がつかない場合や、より正確な情報を得る必要がある場合は、専門機関による分析調査を行います。微量のサンプルを採取し、専門機器を用いてアスベストの有無を科学的に分析します。

### 3-4 調査結果の記録と報告

- ・ 調査が完了したら、その結果を記録・保存し、必要に応じて行政に報告します。当社のサービスでは、調査から記録作成、調査結果の説明までを一貫してサポートします。

## 4 専門家の活用と当社の強み

### 4-1 専門家に依頼するメリット

#### (1) 法規制の遵守

- ・ 複雑な法規を正確に理解し、違反リスクを回避できます。

#### (2) 安全の確保

- ・ 専門知識と経験に基づき、アスベストの飛散リスクを最小限に抑えます。

#### (3) 業務の効率化

- ・ 調査、分析、報告といった一連のプロセスを効率的に進めることができます。

### 4-2 当社のサービス紹介

- ・ 当社は、国家資格を持つ**石綿含有建材調査者**などが多数在籍しており、迅速かつ正確な事前調査を提供します。

#### (1) 一貫したサポート

- ・ 調査から分析、記録作成まで、ワンストップで対応します。

#### (2) 豊富な実績

- ・ これまで数多くの建築物の事前調査を手掛けてきました。



### (3) 迅速な対応

- 緊急の案件にも柔軟に対応し、工事の遅延を防ぎます。

## 5 よくある質問（FAQ）

### Q.1 どんな工事でも事前調査は必要ですか？

#### ▶ 原則、必要です

- 原則として、解体・改修工事を行うすべての建築物や工作物は、  
規模や種類にかかわらず事前調査の対象となります。
- ただし、手作業でのネジ締めや釘打ちなど、ごく軽微な作業は対象外となる場合があります。



### Q.2 報告義務の対象となる工事の規模を教えてください。

#### ▶ 建築物：解体工事は80m²以上、改修工事は請負金額100万円以上

- 建築物の解体工事では、床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の場合に報告が必要です。また、建築物の改修・補修工事や工作物の解体・改修・補修工事では、請負代金の合計額が100万円以上(税込)の場合に報告が義務付けられます。

※ 請負代金には材料費と消費税を含みますが、事前調査費用は含まれません。請負契約がない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な金額で判断されます。また、複数の契約に分割して発注する場合でも、全体を一つの工事としてみなします。

#### ▶ 工作物：請負金額100万円以上の解体・改修工事

- アスベスト事前調査の対象となる工作物とは、炉設備、電気設備、配管・貯蔵設備、煙突、トンネルの天井板、遮音壁など、アスベストを含む可能性が高い「特定工作物」です。

### Q.3 事前調査は自社で行えますか？

#### ▶ 原則、専門家が行う必要があります

- 2023年10月1日以降、調査は「石綿含有建材調査者」などの有資格者が行うことが義務化されました。罰則の対象となるため、専門家へのご依頼をお勧めします。

### Q.4 調査から報告までにかかる費用はどのくらいですか？

#### ▶ 建物の規模や調査範囲によって異なります

- 費用は建物の規模や構造、調査範囲によって変動します。まずはお見積もりをさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

### Q.5 事前調査の結果はいつまでに報告する必要がありますか？

#### ▶ 遅くとも工事に着手する前に報告する必要があります

- 事前調査結果の報告は、「調査終了後何日以内に」という制限はありません。調査結果の整理等、必要な作業を行った上で速やかに、遅くとも工事に着手する前に報告する必要があります。
- ただし、吹付け石綿、アスベスト含有断熱材・保温材・耐火被覆材の除去等を行う場合は、作業開始の14日前までに都道府県等に届出を行う必要があるため、その期間も考慮して早めに調査に着手しましょう。

## 6 さいごに

- アスベスト事前調査は、単なる義務ではなく、関係者の安全を守るために重要なステップです。専門家を活用することで、法的なリスクを回避し、安全で円滑な工事を実現できます。
- ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

アスベスト  
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の  
受注者の皆さまへ

# 事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

## 事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規格、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査監視協会の登録者に行う必要があります。

※2023年10月より着手する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行なうことが望ましいです。

詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

## 事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.ishwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開予定です。公開までは、事前調査結果の報告制度のページ

※ごみ箱の運用にはgビズID（gビズクラウドまたはgビズ）をご利用ください。gビズの登録手順

<https://gbiz-id.go.jp/>

石綿事前調査結果報告システム

検索

労働基準監督署

自治体

厚生労働省

・都道府県労働局・労働基準監督署

R3.11

## 事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建設設備を含む)	解体 改修（※1）	解体部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のもの（いわゆる、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等）であって既存の躯体の一部の除去、切断、破碎、研磨、穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、方法等に基づく開放設備等を行な際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工事は以下のものであります。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラ、圧力容器、煙突（建築物に設ける煙団設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築設備等の給水・排水、換気・暖房、冷房、排気設備等の建築設備を除く）
- ・焼却炉、回収設備（設置するにあたって既存の施設を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備等を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音板、軽量屋根等を除く）
- ・プラットホームの上部、車両の鉄道の地下式構造部分の壁、天井板

## 事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規定概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。

```
graph TD; A["情報提供  
(発注者、注文者)  
【8条、9条】"] --> B["事前調査・  
結果の報告  
【3条、4条の2】※"]; B --> C["石綿有り  
または有り  
とみなす"]; C --> D["労働基準監督署への  
事前の届出  
【6条1項、保  
温材等の場合は  
【安衛規888、安衛規908】】  
【5条】※"]; D --> E["作業計画  
【4条】※"]; E --> F["作業時の措置※  
●発源対策  
溜息 【13条】  
●ばく露防止対策  
呼吸用保護具・保護衣 【14条等】  
●隔離 【6条、6条の2、6条の3】  
●立入禁止 【7条】  
●管理  
石綿作業主任者 【19条、20条】  
特別教育 【27条】  
掲示 【34条】  
作業の記録 【35条、35条の2】  
保護具等の管理 【46条】 等"/>
```

特に記載のあるものを除き、本文は石綿障害予防規則を表します。

※は原則規定のもののみ

## 詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索

# 石綿解体・改修工事の事前調査 の規制等が強化されました

(令和2年7月1日、27日公布・告示 / 令和3年4月1日等から施行)

## 1 事前調査・分析調査等について

(全ての規定が適用される令和3年10月1日以後の最終的な文書形式を記載しています。)

### (1) 事前調査が必要な範囲等

(石綿規第3条①) 令和3年4月1日施行

- 建築物、工作物又は船舶<sup>1</sup>の解体等の作業<sup>2</sup>を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築物等について、石綿等の使用の有無を調査することが必要です。

\* 1 船舶は、船員のものに限ります。

\* 2 「解体等の作業」とは、解体は拆壊する作業のことで、封じ込み、囲い込みを含みます。

### (2) 事前調査の方法等

(石綿規第3条②、⑤、⑨) 令和3年4月1日施行

- 事前調査は、全ての材料について設計図面等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により行なうことが必要です。

\* 事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならないときは、分析調査を行うことが必要です。ただし、石綿等を使用しているのかどうかを判断する措置とはそれは分析調査を省略できます。

\* 目視による確認を認めたところが石綿等には自力で能動的かつとどきと認められると判断する必要があります。

### (3) 事前調査を目視等によらなくてよい場合

(石綿規第3条③) 令和3年4月1日施行

- 以下の場所等で要件に該当するときは、所定の文書審査を確認する方法で事前調査を行うことができます。

\* 過去に調査に相応する結果が付いている場合

\* 船舶の再開発改造の歴史に正直な状況に基づく「荷役資質一覧表確認証」等の交付を受けた船舶

\* 着工日が平成 18 年 5 月 1 日以前である建築物、施設

### (4) 事前調査・分析調査を行う者の要件

(石綿規第3条④、⑥、告示276、277号) 令和5年10月1日施行 (工作物除外)

- 建築物・工作物・船舶の事前調査は、次の者に行なわせることが必要です。(上記(3)の場合は除きます。)

	対象	調査に必要な権限
建築物	・すべての建築物	・特定建築物石綿含有材調査者 ・特定建築物石綿含有材調査協会登録者
	・一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部	・一戸建て等の建築物石綿含有材調査者
工作物	・特殊設備のうち、炉筒備、電気設備、特殊設備、機械装置、貯蔵設備	・工作物石綿事前調査者
	・特殊設備のうち、建築物と一体となっている部材	・工作物石綿事前調査者
船舶	・船舶工作物のうち、船体、船構等が使用されているおそれがある材料の除去等	・船舶石綿含有材調査者を有する者 ・上記(3)同等の上の権限を有する者
	・船舶	・船舶石綿含有材調査者を有する者 ・上記(3)同等の上の権限を有する者

- 分析調査は、次の者に行なわることを必要です。

令和8年 1月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣が定める「分析調査資格者」、修了者による</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(附) 日本建築環境衛生学会規格「石綿分析試験方法評議会規格」、(ア)ランク、Bランク、Cランクの認定技術者等による分析に係る合格者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(附) 日本建築環境衛生学会規格「石綿分析試験方法評議会規格」、(ア)ランクの認定技術者等による分析に係る合格者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(附) 日本建築環境衛生学会規格「石綿分析試験方法評議会規格」、(ア)ランクの認定技術者等による分析に係る合格者</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(附) 日本建築環境衛生学会規格「石綿分析試験方法評議会規格」、(ア)ランクの認定技術者等による分析に係る合格者</li> </ul>

・厚生労働大臣が定める「分析調査資格者」の合格者

### (5) 記録の作成・保存・表示等

(石綿規第3条⑤、⑥) 令和3年4月1日施行

- 事前調査・分析調査を行ったときは、所定の事項の記録を作成し、**翌日終了日まで3年間保管**する必要があります。

- 解体等の事業を行なう作業者は、**翌日終了日**、事前調査・分析調査を行なった部材・工具等のこの石綿の確認の有無

## 2 その他の改正点

### (1) 計画届の提出範囲拡大 (安術則第90条、石規則第7条) 令和3年4月1日施行

- 建設等で次の仕事を開始しようとするときは、**工事開始の14日前までに**、所轄労働基準監督署長に**計画届**を提出することが必要です。今回の改正で、**從来作業場の提出が必要だったレベル2の作業も、計画届の対象となりました。**

- 建築物・工作物・船舶に吸い取られやすい石縫等の除去・封じ込め・思い出み  
(石縫等を使用している仕上用接着剤等を除く)
- 建築物・工作物・船舶に張り付かれやすい**石縫等**が使用されている保養材・耐火被覆材等の除去・封じ込め・思い出み  
(石縫等の粉々を落として発生するそのものに限ります。)

\* 改正により従来の作業場の提出は基本的に不要となります。但し、計画届を提出すべき作業は、建設業と土石採取業に限られていますため、これら以外の作業者が作業を行なう場合には、計画届なく作業場を提出することが必要となります。

### (2) 隔離して作業場の点検権 (石規則第6条) 令和3年4月1日施行

- 石縫除去等のために隔離した作業場所については、除去等の作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口からの石縫等の漏入しやすい有無を点検することをお願いしましたが、**集じん・排気装置の設置場所変更など、何らかの変更を加えたときも同様の隔離が必要となりました。**
- 石縫除去等のために隔離した作業場所については、作業開始前に前室が負圧に保たれているか点検することがされていましたが、**作業中任何时候にも点検が必要となりました。**
- 石縫除去等のために隔離した作業場所の、隙離を解くときには十分潤滑化することが必要でしたが、これに加え、**次の隙離が除去の完了確認をする**ことが必要となりました。

- 当該除出作業の石縫作業主任者
- 事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

### (3) 石縫含有成形品の除去等の施工方法 (石規則第6条の2、告示279号) 令和2年10月1日施行

- 石縫含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、**切断・破砕等以外の方法**により行うことが必要となりました。（技術上困難な場合は限ります。）
- やさしく得て**1kgの酸化カルシウム壁板1枚**の切断・破砕等をするときは、ビニールシートなどにより作業場所を**隔離する**とともに、**有效的な防塵措置**（常時潤滑に、**除じん性能**を有する電動工具の使用等）を講じたうえで作業をすることが必要となりました。（隔離場所を負圧に保つ必要はありません。）

\*下線部は令和6年4月1日から施行

### (4) 石縫含有仕上げ塗材の除去等の施工方法 (石規則第6条の3) 令和3年4月1日施行

- 石縫含有仕上げ塗材を、電動工具（ディスクグランジャー、ディスクサンダー）、**モーターハンマー**等で除去するときは、ビニールシートなどにより作業場所を**隔離する**とともに、**有效的な防塵措置**（常時潤滑に、**除じん性能**を有する電動工具の使用等）を講じたうえで作業をすること必要となりました。（隔離場所を負圧に保つ必要はありません。）

\*常時潤滑の状態に保つ措置には、潤滑剤を使用する方法が含まれます。

\*高圧水洗浄法、超音波クリーニング工法等の場合、作業場所の隙離は不要です。

\*下線部は令和6年4月1日から施行

#### 「総合仕上げ塗材」とは

セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の鍵又是天井を吹付け、ローラー塗り、こまごまとして立てて表面的な性質を持つ構造の仕上げ塗材としてJIS A 6909に定められている建築用仕上塗材のうち、石縫等が使用されているものも含みます。

### (5) 石縫等の隙離の際、潤滑して隙離する場合の措置 (石規則第13条) 令和3年4月1日施行

- 石縫等の隙離の作業を行う場合は、潤滑の状態に保つことが原則とされてきましたが、これが非常に困窮感などを

⑤石縫等が使用されていないと判断した根拠等の概要を、**労働者や見やすい箇所に掲示**することが必要です。

⑥土木建築物等作業を行なう事業者は、上記掲示を行うとともに、**事前調査の記録の写しを備付ける**ことが必要です。

(6) **事前調査の結果等の報告** (石川則第 4 条の 2、告示第 278 号) 令和 4 年 4 月 1 日施行 (一部除外)

- 次のいずれかの工事を行おうとするときは、**石縫等の使用の有無にわらず、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果等の報告書を郵便又は基盤情報に提出**することが必要です。

・ 建築物の解体工事 (工事に係る部分の廃棄重量の合計が <b>50t 以上</b> )
・ 建築物の改修工事 (高齢者等に <b>10 歳以上</b> の上)
・ 下記の工作の実施工事
・ 施設の改修、加築等 (ア) 土压力壁 ・ 配管設備 (建築物に係る雨水・排水・換気・暖房、(イ) 延長 100m 以上の配管設備等) ・ 廊下、(ロ) 廊下 (建物の構造部等に係る廊下等) ・ 道路 (道路の構造部等に係る歩道等の構造部等を除く) ・ 築堤 (太陽光発電設備、風力発電設備等を除く) ・ 畜産場 (太陽光発電設備、風力発電設備等を除く)
(各項目の合計額が <b>100 万円以上</b> )
・ 改修、配管設備、送電設備 (ケーブルを含む) ・ トネルの内装工事 ・ 建築物、軽量壁等の保全工事 ・ 鉄道の地下構造物等の保全工事、天井掛 ・ 建築物の構造部等に係る構造部等の保全工事、基礎部等の保全工事、基礎部等の保全工事であるものの ・ 令和 4 年 10 月 1 日から施行



更多資訊請上 [www.sohu.com](#)

**厚生労働省リーフレット02**  
(<https://icite.mhlw.go.jp/telico-reoudoukyoku/content/contents/001748848.pdf>)



—— お問い合わせはこちらから ——

相談フォーム <https://www.chika.co.jp/inquiry/>

電話番号 076-238-9685 (環境事業部 分析センター)

